



## トランジットビザ免除での中国入国について (2023年10月現在)

北陸銀行 国際部  
(前富山県大連事務所副所長)  
川田 拓磨

### 1. はじめに

2020年に始まった新型コロナの世界的な流行以降、中国は海外からのビザ無し渡航を厳しく制限しています。2023年以降は一部で緩和されていますが、日本に対しては未だ渡航に際してビザ取得を課しています。ビザ手続きが非常に煩雑であるため出張での訪中を断念したという話もよく耳にしました。

今回は、中国経由の「トランジット」を行うことで、ビザ取得をすることなく中国に滞在できた例を紹介いたします。

### 2. トランジットビザ免除とは

中国政府は現在、第三国への移動の際の中継地として中国を利用することを推進しています。理由としては、空港利用税が支払われることや、中国国内の空港での消費が見込めるためと推察します。その考え方をさらに発展させ、トランジット中に中国国内の観光等を行ってもらい、消費を促すために導入されたのが「トランジットビザ免除」制度です。

必要書類は、「日本・韓国等の、中国がトランジットビザ免除を認めた53か国の有効なパスポート」、「72時間～144時間以内に中国から出国する、第三国行きの予約済み航空券控え（データでなく、印刷しておくのが望ましい）」です。

実際のトランジット利用方法は以下の通りです。

- ①A国→中国→B国へ移動する航空券を取得。（単純往復でなく、第三国へ行く必要あり）
- ②日本での出国時に、航空会社のカウンターにてトランジットビザ免除制度利用するため、ビザを取得しない旨を説明する。
- ③中国到着時に、トランジット専用カウンターにて「臨時入境者入境カード」（通常の入国カードとは異なる）を記入し、通常通り入国審査を受ける。
- ④「臨時入境許可」のシールがパスポートに貼付され、入国が認められる。

なお、本制度を利用できる国際空港は限られており、中国に滞在できる期間も72時間または144時間で異なりますのでご注意ください。以下に、筆者が9月末時点で調査した限りの情報を記載いたします。

| 72時間まで滞在可能な都市                       | 144時間まで滞在可能な都市 |
|-------------------------------------|----------------|
| 広州、桂林、重慶、成都、昆明、西安、アモイ、武漢、ハルビン、青島、長沙 | 北京、上海、天津、瀋陽、大連 |

### 3. 実際の訪中時の流れ

筆者の父母がトランジットを利用した事例をご紹介します。

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 1日目   | 成田空港発→中国・大連空港着、大連市内宿泊     |
| 2・3日目 | 大連市内観光                    |
| 4日目   | 中国・大連空港発→韓国・仁川空港着、ソウル市内宿泊 |
| 5日目   | ソウル市内観光                   |
| 6日目   | 韓国・仁川空港発→関西国際空港着          |

中国入国までの流れは以下の通りです。

- ①成田空港のチェックインカウンターにて、トランジットビザ免除を利用する旨を説明。  
※本制度の利用者が少なく航空会社も手間取っていたが、中国側の担当者に対して事前に連絡しておいてもらえる。(所要時間：約1時間)
- ②通常通り日本から出国。
- ③中国到着後、トランジット専用の入国カウンターにて「臨時入境者入境カード」を記入。  
英語も併記されており、中国語が話せなくても問題ない。(所要時間：約15分)
- ④「入境カード」とパスポート、次の行き先が分かる航空券の控えを入国カウンターに提出する。  
(所要時間：約15分) 臨時入境許可<sup>(※)</sup>シールをパスポートに貼ってもらい、入国完了。

手荷物の受取などを合わせても、1時間以内には空港から出発できました。中国側では、事前に日本から連絡されていたこともあり、スムーズに対応してもらえたそうです。入国後は特段の制限もなく、通常通りホテルにも泊まれましたし、観光も行えました。また、中国からの出国時にも問題なく通常通り出国できました。

※「臨時入境許可」見本(日本語訳)



『臨時入境許可』

停留区域：遼寧省

入国日：2023年9月13日

停留期限：2023年9月19日

停留種類：144時間トランジットビザ免除

入国検問所：大連空港

## 4. おわりに（トランジットビザ免除の注意点）

トランジットビザ免除は非常に便利な制度ではあるのですが、いくつかの注意点や制限事項があります。以下に列記いたします。

### A. 中国への入国元と出国先は必ず別の国でないといけません。

例：【日本→中国→韓国→日本】の場合はよいが、【日本→韓国→中国→韓国→日本】の場合は、韓国との単純往復となってしまうので許可されません。なおトランジット先として香港やマカオなどの特別行政区への移動は出国扱いとして認められます。

### B. 中国入国から次の出国までは24時間以上間を空けなければいけません。

24時間以内に移動する航空券の場合、中国への入国許可が下りず空港から出られません。

### C. 到着空港ごとに定められた「停留区域」にしか滞在できません。

中国国内の複数拠点を同時に視察するといった利用は難しいと思われます。

例：北京・天津到着の場合、北京および天津市・河北省内にのみ滞在可。

上海到着の場合、上海および浙江省・江蘇省内にのみ滞在可。

大連・瀋陽到着の場合、遼寧省内にのみ滞在可。

以上のように様々な制限はあるものの、海外現法の視察や、久々のご家族との再会などでトランジットビザ免除制度も有効活用してみたいはいかがでしょうか。

ただし、実際のご利用にあたっては、中国大使館発表、各旅行代理店・各航空会社情報等をご確認ください。

<ご注意>文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。

記載内容についてはご利用者のご判断と責任のもと、ご利用くださいますようお願いいたします。

**ほくりく長城会**

**海外ビジネス情報**

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局

〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F

((株)人材情報センター内)

TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565

E-mail: info@chojo-hokugin.jp